

災害時における福祉用具等物資の供給等協力に関する協定

(趣旨)

第1条 岐阜県（以下「甲」という。）と一般社団法人日本福祉用具供給協会（以下「乙」という。）とは、岐阜県内において地震、風水害その他の災害が発生し、又は発生のおそれがある場合（以下「災害時」という。）に、相互に協力して指定福祉避難所等において必要とされる介護用品、衛生用品等の福祉用具等物資（以下「福祉用具等物資」という。）を確保することに関する必要な事項を定めるものとする。

(協力事項の発動)

第2条 この協定に定める災害時の協力事項は、原則として甲が岐阜県災害対策本部を設置し、乙に対して要請を行ったときをもって発動するものとする。

(福祉用具等物資供給の協力要請)

第3条 災害時において、甲が福祉用具等物資を必要とするときには、甲は、乙に対して福祉用具等物資の供給について協力を要請することができる。この場合において、甲は乙が福祉用具等物資を円滑に設置搬入できるよう、関係機関との連絡調整を行うものとする。

(福祉用具等物資供給の協力実施)

第4条 乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、取り扱う福祉用具等物資の優先供給及び運搬に積極的に協力するよう努めるものとする。

(福祉用具等物資の内容)

第5条 甲が乙に要請する福祉用具等物資の内容は別表のとおりとする。

2 乙は、甲の要請があったときは、前項により定めた福祉用具等物資以外の物資の供給についても可能な範囲で協力するものとする。

(福祉用具等物資供給の要請手続)

第6条 甲の乙に対する要請手続きは、「福祉用具等物資供給要請書（以下「要請書」という。）」をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭、電話等をもって要請できることとし、その場合、甲は乙に対して事後に要請書を提出するものとする。

(福祉用具等物資の運搬、引渡し)

第7条 福祉用具等物資の引渡し場所は、甲が指定するものとし、引渡し場所までの物資の運搬は、原則として乙又は乙の指定する者が行うものとする。ただし、乙による運搬が困難な場合は、別に甲の指定する者が行うものとする。

2 甲は、前項の引渡し場所に職員を派遣するなどにより、福祉用具等物資を確認の上、引渡しを受けるものとする。

(福祉用具等物資の適合確認)

第8条 福祉用具等物資の適合確認は、甲の要請に対し必要に応じて、乙の福祉用具専門相談員が、現地の状況や福祉用具等を使用する者の状態に合わせて適合を確認するものとする。

(完了報告)

第9条 乙は、この協定に基づき物資を供給したときは、甲に対し、「福祉用具等物資供給完了報告書（以下「完了報告書」という。）」により報告するものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭、電話等をもって報告できることとし、その場合、乙は甲に対して事後に完了報告書を提出するものとする。

(車両の通行)

第10条 甲は、乙が物資を運搬し、供給する際には、警察等の関係機関への連絡を行い、乙の車両を緊急通行車両として通行できるように支援するものとする。また甲は、乙が燃料・車両等の輸送手段の確保が困難な場合には協力を行うものとする。

(配慮事項)

第11条 甲は、乙に第3条の規定に基づき協力要請を行う場合は、各種警報、避難指示その他立入制限が出されている地域への要請を避けるなど、輸送業務従事者及び福祉用具等物資の設置に従事する乙の福祉用具専門相談員の生命の安全に配慮するものとする。

2 乙は、福祉用具等物資を避難所へ搬入するにあたり、感染症対策の観点から、一般的な対策（マスクの着用、消毒液の使用等）を講じるものとする。また、乙は、感染症対策やその他避難者の生活への配慮等に関し、避難所の管理者の指示に従わなければならない。

(損害の負担)

第12条 本協定に基づく協力の実施にあたり損害（物資の紛失、福祉用具等物資が原因となる事故等）が生じたときは、その賠償の責について甲乙協議して定めるものとする。

(費用)

第13条 第4条及び第7条の規定により、乙が供給した福祉用具等物資及び乙が行った運搬等の費用については、甲が負担するものとする。

2 前項に規定する費用は、災害時直前の平常時における適正な価格を基準とし、甲乙協議の上決定するものとする。

3 甲は、乙から請求書を受理したときは、受理した日から30日以内に支払うものとする。ただし、支払期限については、甲乙協議の上、変更することができるものとする。

(情報連絡体制の整備)

第14条 甲及び乙は、この協定の締結後速やかに、この協定に係る連絡責任者を「連絡責任者等届」により相手方に報告するものとする。また、報告内容に変更があった場合には、速やかに相手方に報告するものとする。

2 甲及び乙は、平常時から相互の連絡体制及び福祉用具等物資の供給体制について点検及び改善に努め、災害時に備えるものとする。

(平常時の防災活動への協力)

第15条 乙は、次に掲げる甲の平常時における防災活動に対し協力するよう努めるものとする。

(1) 甲が実施する防災啓発事業及び防災訓練への参加

(2) その他甲の要請に基づく平常時の防災活動への協力

(有効期間)

第16条 この協定は、締結の日からその効力を有するものとし、甲又は乙が文書により協定の終了を通知しない限り継続するものとする。

(疑義の決定)

第17条 本協定に定めのない事項（様式を含む。）又は本協定に疑義が生じた場合は、その都度、甲乙協議の上決定するものとする。

(解除)

第18条 この協定を解除する場合は、甲乙いずれかが解除予定の日1か月前までに書面により相手方に通知するものとする。

別表（第5条関係）

福祉用具等物資の内容	介護用品、衛生用品、食事用品、トイレ・おむつ用品、特殊寝台及び付属品、車椅子及び付属品、床ずれ防止用具、体位変換器、手すり、スロープ、歩行器、歩行補助杖、移動用リフト 等
------------	---

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙署名の上、それぞれ1通を保有する。

令和6年11月5日

岐阜県知事

一般社団法人日本福祉用具供給協会
理事長

古田肇

小野木孝二